

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊相馬原駐屯地
第 4 0 6 会計隊長 野田 幸司

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6P9B1KK01140		65WU1A70027 0001					
品名 または 件名							
大型車両整備用オートリフトの定期点検 ほか3件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	UN						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
各地			1 2 後支 1 整中				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
各地			令和9年3月31日（水）				

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、第 4 0 6 会計隊契約班にて掲示、配布する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年8月25日（火）9時30分 相馬原駐屯地 1 号隊舎 3 階商議室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：品目別総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- 次の各項目のすべての条件を満たす者
- ア 予算決算及び会計令第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - イ 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
 - ウ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
 - エ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
 - オ 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
 - カ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
 - キ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
 - ク 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - ケ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
 - コ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。

(2) 低入札価格調査について

- ア 予算決算及び会計令第 8 5 条による基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札

者とならない場合がある。

イ 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の資料作成、調査等に協力すること。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100（消費税を含まない。）を記載すること。

(4) 入札の無効

ア 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札

イ 入札に関する条項に違反した入札

ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札（押印省略の場合は入札者の氏名に加え、担当者の氏名および連絡先を記入すること）

(5) 契約書等の作成

ア 契約金額が250万円を超える場合は契約書を作成する。

イ 契約金額が100万円以上250万円以下の場合は請書を作成する。

ウ 細部の記載要領については、落札決定後落札者に説明・作成する。

(6) 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項とする。

(7) 落札の決定方法

品目別で予決令79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。（郵便による入札が同価となった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施）

(8) その他

ア 郵便等による入札については、入札前日の17時00分到着分までを有効とする。

なお、事前に郵便入札の申し出を第406会計隊契約班まで行くとともに、必ず便着の確認をすること。また、落札となるべき同価による入札が2者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。

イ 電報・電話等による入札は認めない。

ウ 入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（入札前日の17時00分まで）に資格審査結果通知書の写しを提出すること。（FAX可）

エ 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。（様式随意、なお郵便入札時は不要）

オ 入札に参加する者は、提出期限までに市価調査を提出すること。（FAX可）

カ 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊相馬原駐屯地第406会計隊契約班にて閲覧されたい。

キ 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

ク 入札及び契約に関する問い合わせ先

〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2

陸上自衛隊相馬原駐屯地 第406会計隊契約班 担当：長井

TEL：0279-54-2011 内線（2343） FAX：0279-54-6960（直通）

（仕様書等に関する事項）

陸上自衛隊相馬原駐屯地 第12後方支援隊 担当：濱野 TEL：0279-54-2011 内線（2677）

陸上自衛隊新町駐屯地 第12後方支援隊 担当：荻谷 TEL：0274-42-1121 内線（259）

本公告は、陸上自衛隊相馬原駐屯地 第406会計隊契約班

陸上自衛隊東部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/ese/kaikei/eafin> に掲載。

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号			6P9B1KK01140								
NO	調達要求番号		物品番号		単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄	納 地	指 定
	品 名								使用期限等	引 渡 場 所	
	部品番号 または 規格									搬 入 場 所	検 査
	使用器材名					仕様書番号			グループ	納 期	包 装
1	65WU1A70027	0001			UN	1.00				新町駐屯地	
	大型車両整備用オートリフトの定期点検									1 2 後支 1 整中	
	仕様書のとおり									8－4 6 7－2 5 9 荻谷曹長	
									令和9年3月31日		
2	65WU1A70028	0001			UN	1.00				相馬原駐屯地	
	大型車両整備用オートリフトの定期点検									1 2 後支 1 整中	
	仕様書のとおり									8－4 6－2 6 7 7 濱野 2 曹	
									令和9年3月31日		
3	65WU1A70029	0001			UN	1.00				相馬原駐屯地	
	大型車両整備用オートリフトの定期点検									1 2 後支 1 整中	
	仕様書のとおり									8－4 6－2 6 7 7 濱野 2 曹	
									令和9年3月31日		
4	65WU1A70030	0001			UN	2.00				相馬原駐屯地	
	中型車両整備用オートリフトの定期点検									1 2 後支 1 整中	
	仕様書のとおり									8－4 6－2 6 7 7 濱野 2 曹	
									令和9年3月31日		
				- 以 下 余 白 -							

市 価 調 査 票

令和8年8月19日 12時までに

全省庁統一資格結果通知書と併せてFAXにて返信してください

FAX:0279-54-6960 担当:長井

件 名 : 大型車両整備用オートリフトの定期点検

品 名	規 格	単位	数量	単 価	金 額	備 考
大型車両整備用オートリフトの定期点検	仕様書のとおり	UN	1			新町
大型車両整備用オートリフトの定期点検	仕様書のとおり	UN	1			相馬原
大型車両整備用オートリフトの定期点検	仕様書のとおり	UN	1			相馬原
中型車両整備用オートリフトの定期点検	仕様書のとおり	UN	2			相馬原
	以下余白					
細部内訳を様式随意で別途お願い致します。						
合 計						

納 期 : 9.3.31

納 入 場 所 : 相馬原駐屯地、新町駐屯地

見 積 条 件 : 税抜き

見積条件及び契約条件を承諾の上見積もりしました。

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

入札書

分任契約担当官 陸上自衛隊相馬原駐屯地 殿
第406会計隊長 野田 幸司

¥ 品目別 (消費税別途)

品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
大型車両整備用オートリフトの定期点検	仕様書のとおり	UN	1			新町
大型車両整備用オートリフトの定期点検	仕様書のとおり	UN	1			相馬原
大型車両整備用オートリフトの定期点検	仕様書のとおり	UN	1			相馬原
中型車両整備用オートリフトの定期点検	仕様書のとおり	UN	2			相馬原
細部内訳を様式随意で別途お願い致します。						
	－ 以下 余 白 －					
合 計						

履行期限 9.3.31
納入場所 相馬原駐屯地、新町駐屯地
入札条件 税抜き

入札条件及び契約条項承諾のうえ入札致しました。
私は、
当社は、暴力団排除に関する誓約書に定めてある事項について誓約致します。
当団体は、
令和8年8月25日

住所
会社名
代表者名
担当者名
連絡先

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
大型車両整備用オートリフト の定期点検	1 3		
	作 成	令和 8 年 7 月 8 日	
	変 更		
	作成部隊等名	第 1 2 後方支援隊	
1 総則			
1.1 適用範囲			
この仕様書は、陸上自衛隊において実施する大型車両整備用オートリフト（以下、リフトという。）の外注での定期点検について規定する。			
1.2 用語及び定義			
この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002の1.2による。			
1.2.1			
点検			
点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。			
なお、点検には作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。			
1.3 種類			
種類は、表1による。			
表1－種類			
番号	器材番号	数 量	品名
1	OK0113	1	大型車両整備用オートリフト
1.4 引用文書			
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。			
a) 規格			
GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書			
GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書			
b) 法令等			
車両用オートリフト（10t、24t、30t）の定期点検実施要領の徹底について（通達） [陸幕武化第556号電（20. 12. 15）]			
リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会			

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し当該装備品等の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお、点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類・数量

整備の種類は、点検とする。数量は、調達要領書による。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、G L T－C G－Z 5 0 0 0 0 2の2.3に示す“標準・標準外作業方式”によるものとし、標準作業表は、表4による。

なお、契約の相手方は、標準外作業が必要と判断した場合、表2に示す“標準外作業見積書”を契約担当官等（以下、担当官という。）に提出し、承認を得るものとする。

2.4 点検基準

点検基準は、要領書による。

2.5 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書により指定する。

2.6 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.7 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、商慣習による。

2.8 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、担当官が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 無償貸付品

契約の相手方は、この仕様書に規定する点検を官側の車両を使用して実施する場合は、調達要領指定書により指定する場合を除き、表2に示す“無償貸付申請書”により申請するものとする。

4.2 官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については、官側で支援するものとする。

4.3 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、G L T－C G－Z 5 0 0 0 0 2の2.9.6により返納するものとする。

4.4 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

名称	部数	注記
作業工程表	各 1	—
無償貸付申請書a)		G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 0 1 の7.4による。
製造会社の定期点検要領書 (定期点検記録表を含む。)		—
標準外作業見積書a)		—
注a) 必要に応じて提出する。		

4.5 添付書類

添付書類は、表3による。

表3－添付書類

名称	部数	注記
定期点検成績表	各 1	—
交換部品証明書		—
品質保証書		—
納入品のかしに関する契約条		G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 0 1 の7.4による。

4.6 履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日，作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また，当該装備品の見えやすい箇所に年月日，作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を張り付けるものとする。

なお，シール等の規格については，商習慣とする。

4.7 仕様書に関する疑義

契約の相手方は，この仕様書に疑義が生じた場合は，担当官の指示を受けるものとする。

表4－標準作業表

行程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 機材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期点検	a) 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防せい処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換 （ワイヤーロープ・ゴムパッド等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3.1に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後、4.5に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	3
	調 達 要 求 番 号	65WU1A70027
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 7 月 8 日
	作 成 部 課	第 1 2 後 方 支 援 隊
	作 成 年 月 日	令和 8 年 7 月 8 日
品 名	大型車両整備用オートリフトの定期点検	
仕 様 書 番 号	1 3	

指定事項 : 1.3 種類

大型車両整備用オートリフト

2.2 整備の数量

大型車両整備用オートリフト 1 台

2.5 整備実施場所

新町駐屯地

第 1 2 後 方 支 援 隊 第 1 整 備 中 隊 車 両 整 備 工 場

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
大型車両整備用オートリフト の定期点検	1 4		
	作 成	令和 8 年 7 月 8 日	
	変 更		
	作成部隊等名	第 1 2 後方支援隊	
1 総則			
1.1 適用範囲			
この仕様書は、陸上自衛隊において実施する大型車両整備用オートリフト（以下、リフトという。）の外注での定期点検について規定する。			
1.2 用語及び定義			
この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002の1.2による。			
1.2.1			
点検			
点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。			
なお、点検には作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。			
1.3 種類			
種類は、表1による。			
表1－種類			
番号	器材番号	数 量	品名
1	OK0115	1	大型車両整備用オートリフト
1.4 引用文書			
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。			
a) 規格			
GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書			
GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書			
b) 法令等			
車両用オートリフト（10t、24t、30t）の定期点検実施要領の徹底について（通達） [陸幕武化第556号電（20. 12. 15）]			
リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会			

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し当該装備品等の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお、点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類・数量

整備の種類は、点検とする。数量は、調達要領書による。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、G L T－C G－Z 5 0 0 0 0 2の2.3に示す“標準・標準外作業方式”によるものとし、標準作業表は、表4による。

なお、契約の相手方は、標準外作業が必要と判断した場合、表2に示す“標準外作業見積書”を契約担当官等（以下、担当官という。）に提出し、承認を得るものとする。

2.4 点検基準

点検基準は、要領書による。

2.5 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書により指定する。

2.6 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.7 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、商慣習による。

2.8 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、担当官が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 無償貸付品

契約の相手方は、この仕様書に規定する点検を官側の車両を使用して実施する場合は、調達要領指定書により指定する場合を除き、表2に示す“無償貸付申請書”により申請するものとする。

4.2 官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については、官側で支援するものとする。

4.3 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、G L T－C G－Z 5 0 0 0 0 2の2.9.6により返納するものとする。

4.4 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

名称	部数	注記
作業工程表	各 1	—
無償貸付申請書a)		GLT－CG－Z 0 0 0 0 0 0 1 の7.4による。
製造会社の定期点検要領書 (定期点検記録表を含む。)		—
標準外作業見積書a)		—
注a) 必要に応じて提出する。		

4.5 添付書類

添付書類は、表3による。

表3－添付書類

名称	部数	注記
定期点検成績表	各 1	—
交換部品証明書		—
品質保証書		—
納入品のかしに関する契約条		GLT－CG－Z 0 0 0 0 0 0 1 の7.4による。

4.6 履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また、当該装備品の見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を張り付けるものとする。

なお、シール等の規格については、商習慣とする。

4.7 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

表4－標準作業表

行程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 機材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期点検	a) 油脂類の交換，給脂，塗布及び除去（防せい処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換 （ワイヤーロープ・ゴムパッド等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3. 1に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後，4. 5に基づき，略式履歴簿へ必要事項を記載する。また，当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	4
	調 達 要 求 番 号	65WU1A70028
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 7 月 8 日
	作 成 部 課	第 1 2 後 方 支 援 隊
	作 成 年 月 日	令和 8 年 7 月 8 日
品 名	大型車両整備用オートリフトの定期点検	
仕 様 書 番 号	1 4	

指定事項 : 1.3 種類
大型車両整備用オートリフト

2.2 整備の数量
大型車両整備用オートリフト 1 台

2.5 整備実施場所
相馬原駐屯地
第 1 2 後 方 支 援 隊 第 1 整 備 中 隊 車 両 整 備 工 場

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
大型車両整備用オートリフト の定期点検	1 5		
	作 成	令和 8 年 7 月 8 日	
	変 更		
	作成部隊等名	第 1 2 後方支援隊	
1 総則			
1.1 適用範囲			
この仕様書は、陸上自衛隊において実施する大型車両整備用オートリフト（以下、リフトという。）の外注での定期点検について規定する。			
1.2 用語及び定義			
この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002の1.2による。			
1.2.1			
点検			
点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。			
なお、点検には作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。			
1.3 種類			
種類は、表1による。			
表1－種類			
番号	器材番号	数 量	品名
1	OK0116	1	大型車両整備用オートリフト
1.4 引用文書			
この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。			
a) 規格			
GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書			
GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書			
b) 法令等			
車両用オートリフト（10t、24t、30t）の定期点検実施要領の徹底について（通達） [陸幕武化第556号電（20. 12. 15）]			
リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会			

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し当該装備品等の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお、点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類・数量

整備の種類は、点検とする。数量は、調達要領書による。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、G L T－C G－Z 5 0 0 0 0 2の2.3に示す“標準・標準外作業方式”によるものとし、標準作業表は、表4による。

なお、契約の相手方は、標準外作業が必要と判断した場合、表2に示す“標準外作業見積書”を契約担当官等（以下、担当官という。）に提出し、承認を得るものとする。

2.4 点検基準

点検基準は、要領書による。

2.5 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書により指定する。

2.6 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.7 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、商慣習による。

2.8 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、担当官が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 無償貸付品

契約の相手方は、この仕様書に規定する点検を官側の車両を使用して実施する場合は、調達要領指定書により指定する場合を除き、表2に示す“無償貸付申請書”により申請するものとする。

4.2 官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については、官側で支援するものとする。

4.3 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、G L T－C G－Z 5 0 0 0 0 2の2.9.6により返納するものとする。

4.4 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

名称	部数	注記
作業工程表	各 1	—
無償貸付申請書a)		G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 0 1 の7.4による。
製造会社の定期点検要領書 (定期点検記録表を含む。)		—
標準外作業見積書a)		—
注a) 必要に応じて提出する。		

4.5 添付書類

添付書類は、表3による。

表3－添付書類

名称	部数	注記
定期点検成績表	各 1	—
交換部品証明書		—
品質保証書		—
納入品のかしに関する契約条		G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 0 1 の7.4による。

4.6 履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また、当該装備品の見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を張り付けるものとする。

なお、シール等の規格については、商習慣とする。

4.7 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

表4－標準作業表

行程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 機材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期点検	a) 油脂類の交換，給脂，塗布及び除去（防せい処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換 （ワイヤーロープ・ゴムパッド等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3.1に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後，4.5に基づき，略式履歴簿へ必要事項を記載する。また，当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	5
	調 達 要 求 番 号	65WU1A70029
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 7 月 8 日
	作 成 部 課	第 1 2 後 方 支 援 隊
	作 成 年 月 日	令和 8 年 7 月 8 日
品 名	大型車両整備用オートリフトの定期点検	
仕 様 書 番 号	1 5	

指定事項 : 1.3 種類
大型車両整備用オートリフト

2.2 整備の数量
大型車両整備用オートリフト 1 台

2.5 整備実施場所
相馬原駐屯地
第 1 2 後 方 支 援 隊 第 1 整 備 中 隊 車両整備工場

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
中型車両整備用オートリフト の定期点検	1 6		
	作 成	令和8年7月8日	
	変 更		
	作成部隊等名	第12後方支援隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する中型車両整備用オートリフト（以下、リフトという。）の外注での定期点検について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002の1.2による。

1.2.1

点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書（以下、要領書という。）に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	器材番号	数 量	品名
1	OK0139	1	中型車両整備用オートリフト
2	OK0140	1	中型車両整備用オートリフト

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

車両用オートリフト（10t、24t、30t）の定期点検実施要領の徹底について（通達）
[陸幕武化第556号電（20.12.15）]

リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し当該装備品等の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお、点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類・数量

整備の種類は、点検とする。数量は、調達要領書による。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、G L T－C G－Z 5 0 0 0 0 2の2.3に示す“標準・標準外作業方式”によるものとし、標準作業表は、表4による。

なお、契約の相手方は、標準外作業が必要と判断した場合、表2に示す“標準外作業見積書”を契約担当官等（以下、担当官という。）に提出し、承認を得るものとする。

2.4 点検基準

点検基準は、要領書による。

2.5 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書により指定する。

2.6 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.7 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、商慣習による。

2.8 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、担当官が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 無償貸付品

契約の相手方は、この仕様書に規定する点検を官側の車両を使用して実施する場合は、調達要領指定書により指定する場合を除き、表2に示す“無償貸付申請書”により申請するものとする。

4.2 官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については、官側で支援するものとする。

4.3 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、G L T－C G－Z 5 0 0 0 0 2の2.9.6により返納するものとする。

4.4 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

名称	部数	注記
作業工程表	各 1	—
無償貸付申請書a)		G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 0 1 の7.4による。
製造会社の定期点検要領書 (定期点検記録表を含む。)		—
標準外作業見積書a)		—
注a) 必要に応じて提出する。		

4.5 添付書類

添付書類は、表3による。

表3－添付書類

名称	部数	注記
定期点検成績表	各 1	—
交換部品証明書		—
品質保証書		—
納入品のかしに関する契約条		G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 0 1 の7.4による。

4.6 履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入するものとする。また、当該装備品の見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を張り付けるものとする。

なお、シール等の規格については、商習慣とする。

4.7 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

表4－標準作業表

行程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 機材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期点検	a) 油脂類の交換，給脂，塗布及び除去（防せい処置） b) 消耗品及び定期交換部品等の交換 （ワイヤーロープ・ゴムパッド等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3.1に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの塗布	検査終了後，4.5に基づき，略式履歴簿へ必要事項を記載する。また，当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	6
	調 達 要 求 番 号	65WU1A70030
	調 達 要 求 年 月 日	令和 8 年 7 月 8 日
	作 成 部 課	第 1 2 後 方 支 援 隊
	作 成 年 月 日	令和 8 年 7 月 8 日
品 名	中型車両整備用オートリフトの定期点検	
仕 様 書 番 号	1 6	

指定事項 : 1.3 種類

中型車両整備用オートリフト

2.2 整備の数量

中型車両整備用オートリフト 2 台

2.5 整備実施場所

相馬原駐屯地

第 1 2 後 方 支 援 隊 第 1 整 備 中 隊 車 両 整 備 工 場